

第102回 定時株主総会資料

開催日時

2024年6月26日（水曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

神保町三井ビルディング 10階

東洋建設株式会社 本社

議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時

目次

事業報告	1
連結計算書類	32
計算書類	34
連結計算書類に係る会計監査報告	36
計算書類に係る会計監査報告	39
監査役会の監査報告	42

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 経営成績及びセグメントの状況

当連結会計年度における我が国経済は、コロナ禍からの回復もあって、40年ぶりの物価上昇などマクロ経済環境に大きな変化が生じました。一方、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢の悪化、欧米での金融引締めによる対ドル・対ユーロでの円安継続のほか、中国経済の先行き懸念等による海外景気の下振れリスクには注意が必要な状況にあります。

建設産業においては、公共投資の底堅い推移と民間設備投資の継続的な持ち直しが見られ、事業量は堅調に推移しているものの、原油・資材価格や労務費などのコストの高止まりが続く中、コスト上昇分を十分に価格転嫁できておらず業績への影響が懸念されております。また、担い手確保や時間外労働の上限規制への対応は喫緊の課題であり、業界を挙げて取り組んでおります。

このような中、当社グループでは、①“守りから攻め”への転換、②“高収益モデル”への転換、③“資本効率経営”への転換を柱とした5ヶ年の中期経営計画（2023年度～2027年度）を策定し、更なるレジリエント*企業への進化、成長に向けて取り組んでおります。また、DXの推進により生産性向上や働き方改革に努めるほか、“攻め”を支える多様な人財の獲得・育成にも取り組んでおります。

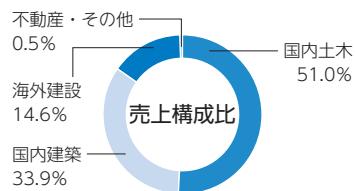
高い競争力を有する国内土木事業においては、事業量の確保及び収益力の強化に向けて、官庁海洋工事における大型プロジェクトの確実な受注、また民間及び官庁陸上工事の受注拡大に努めております。成長ドライバーである洋上風力建設事業においては、将来に向けて人財を育成するとともにケーブル敷設分野を中心とする多様なポジションでの参入に向けて取り組んでおります。当連結会計年度の売上高及びセグメント利益は、前期からの繰越工事の増加により前連結会計年度比（以下、同期比較）で増収増益となりました。

国内建築事業においては、市場環境が急激に変化する中でも収益を拡大できるよう、組織営業力の強化及びストック市場への取り組み強化策であるReReC®（Renewal、Renovation、Conversion）や非請負分野の開拓に向けた体制整備のほか、DXの推進などによる生産性の向上や人財の育成に努めています。当連結会計年度は、一部工事で着工が遅れたため減収減益となりました。

海外建設事業においては、フィリピンなど当社進出国を中心に地域に根差した事業展開を継続し、ODA案件の獲得及びフィリピン現地法人CCT CONSTRUCTORS CORPORATIONによる民間工事の拡大のほか、現地人財の育成に取り組み、収益基盤の構築に努めております。当連結会計年度の売上高は、手持工事の順調な進捗により増収となり、セグメント利益は前期に発生し

た一過性の費用引当の繰入が当期はなくなったことから、大幅な増益となりました。

売 上 高	186,781百万円
営 業 利 益	10,887百万円
経 常 利 益	10,057百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	7,016百万円



当社グループの建設事業における連結受注高につきましては、国内土木事業は前期比8.0%減の947億23百万円、国内建築事業は前期比1.6%増の634億47百万円、海外建設事業は前期比51.3%減の123億30百万円となりました。

主な受注工事は以下のとおりであります。

国土交通省	令和5年度 名古屋港新土砂処分場埋立護岸築造工事(その2)
東京都	新海面処分場 (5) Dブロック東側護岸建設工事
千代田区	雉子橋補修補強工事 (第5号)
株式会社三和ドック	株式会社三和ドック 7号ドック延伸工事
株式会社FRDジャパン	FRDジャパンPhase2陸上養殖プラント (富津市) 建設工事
添田町	添田町立小中学校建設事業校舎新築工事

当社グループの建設事業における連結売上高につきましては、国内土木事業は前期比22.8%増の953億16百万円、国内建築事業は前期比6.4%減の632億24百万円、海外建設事業は前期比21.5%増の273億57百万円となりました。

主な完成工事は以下のとおりであります。

国土交通省	令和4年度馬毛島仮設棧橋築造工事(その2)
国土交通省	令和3年度鹿児島港 (谷山二区) 係留施設築造工事 (第2次)
国土交通省	令和5年度福岡空港滑走路増設地盤改良工事
横浜市	新本牧ふ頭建設工事 (その29・外周護岸B-2基礎及び本体工)
株式会社Peace Deli	Peace Deli千葉誉田PJ新築工事
上毛町	起工第4号 体育館新築工事

不動産事業につきましては、売上高は前期比1.2%減の4億45百万円、保険代理店業及び物品販売・リース業などからなるその他事業につきましては、前期比94.8%増の4億37百万円となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、前期比10.9%増の1,867億81百万円となり、営

業利益は、前期比21.0%増の108億87百万円、経常利益は、前期比17.6%増の100億57百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比24.0%増の70億16百万円となりました。

*レジリエント企業：ぶれない基軸を持ち、刻々と変化する環境にフレキシブルに対応し、厳しい逆境にも立ち向かうことができる持続可能な企業

■洋上風力建設事業：自航式ケーブル敷設船の建造を発表

当社は、“攻めの成長投資”の第一弾として、市場拡大が期待される洋上風力発電をはじめとした沖合建設工事向けに、国内最大級の自航式ケーブル敷設船を建造することを発表いたしました。建造するケーブル敷設船は、国内の自然条件及び施工条件に適合するために最適な船体設計を行うことで、水深の浅い海域から浮体式洋上風力発電や直流送電事業を対象とする大水深海域までの広い海域において、高い稼働率での施工を可能とします。

●自航式ケーブル敷設船の概要

主な仕様	総トン数約19,000 t、推進出力約13,000kw、DPS Class2
	船級Class NK
	宿泊90名（全室個室、シャワー・トイレ完備）
船体主要寸法	全長150m×幅28m×深さ12m 最大喫水7.0m
ケーブルタンク	容量9,000t（可搬式含む）
主/副クレーン	250t/100t吊級（動揺低減機能付）
その他設備	ヘリデッキ、4点係留装置（浅海域施工時）、2×ROVシステム、バッテリー蓄電システム
投資金額	約300億円
資金調達	自己資金及び銀行借入（グリーンローンを予定）

●建造日程

契約締結時期 2023年12月11日
完成引渡時期 2026年上期

●自航式ケーブル敷設船イメージ



②その他

当社は、2023年9月25日付けで、合同会社Yamauchi-No.10 Family Office（以下「YFO」といいます。）及び株式会社KITE（以下、YFOと合わせて「YFOら」といいます。）から、当社普通株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続による当社の完全子会社化を行うことについての提案（以下「本提案」といいます。）を受けました。

当社取締役会は、本提案に対する当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社の独立社外取締役によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を本提案受領後直ちに設置し、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」に則り慎重に検討を行いました。2023年12月14日には、本特別委員会からの答申を受け、当社取締役会は本提案に反対の意見を表明し、2023年12月20日にYFOらにより本提案が取り下げられました。

当社グループの受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国内土木	76,615	94,723	95,316	76,022
	国内建築	76,322	63,447	63,224	76,545
	海外建設	(36,081) 37,907	12,330	27,357	22,879
	計	(189,020) 190,846	170,501	185,898	175,448
不動産事業		0	445	445	0
その他事業		0	437	437	0
合 計		(189,020) 190,846	171,384	186,781	175,448

当社の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国内土木	72,227	87,631	87,175	72,682
	国内建築	76,287	62,335	62,289	76,333
	海外建設	(25,650) 26,912	3,909	12,093	18,729
	計	(174,165) 175,426	153,876	161,558	167,745
不動産事業		0	452	452	0
合 計		(174,165) 175,426	154,328	162,010	167,745

(注) 1. 海外建設の前期繰越高の上段 () 表示額は、前期における次期繰越高を、下段表示額は、当期の外国為替相場の変動額を反映させたものを表しております。

(2) 設備投資等の状況

当期に実施した設備投資の総額は79億円であり、主なものは自航式ケーブル敷設船の建造費用の前払い金などです。自航式ケーブル敷設船の詳細は「(1)①経営成績及びセグメントの状況」に記載しております。なお、同船建造の投資判定にあたっては、取締役会において資本コストや資本収益性を意識した協議、検討を行いました。

(3) 資金調達の状況

2023年9月に金融機関7行と総額100億円、期間1年のシンジケーション方式によるコミットメントライン（特定融資枠）設定契約を締結、2024年3月に金融機関1行と総額50億円、期間1年のコミットメントライン（特定融資枠）設定契約を締結しております。

なお、2024年4月に自航式ケーブル敷設船の建造に必要な資金の借入として、グリーンローンによる資金調達（200億円）を決定いたしました。

(4) 対処すべき課題

建設産業におきましては、公共建設投資は防災・減災対策や加速化するインフラの老朽化への対応、国家防衛戦略などにより引き続き底堅く推移すると見込まれ、民間設備投資も伸び率は縮小するものの概ね堅調に推移する見込みです。

一方、技能労働者の高齢化等による担い手不足の問題のほか、「働き方改革関連法」に基づく時間外労働の上限規制などへの対応といった喫緊の課題を抱えており、持続可能な建設産業の確立に向けてDXの推進等による生産性向上や働き方改革への取り組みを加速する動きが高まっております。

このような状況の中、当社グループは中期経営計画のテーマである“守りから攻めへ 挑戦する企業”への取り組みを継続し、2029年に迎える創立100周年に向け、環境変化にフレキシブルに対応し、厳しい環境に自ら挑戦する“レジリエント企業”を目指しております。

レジリエント企業の実現に向け、当社グループでは資本効率経営並びにサステナビリティ経営を推進しており、持続的な成長を支えるガバナンスの強化、建設産業全体の喫緊の課題である「働き方改革」や「担い手確保」への対応に正面から取り組むほか、成長ドライバーである洋上風力建設事業に対して、人的資本、技術開発、成長投資資金等を積極的かつ効果的に投下することにより、洋上風力建設のリーディングカンパニーを目指すなど、カーボンニュートラルの実現にも取り組んでまいります。

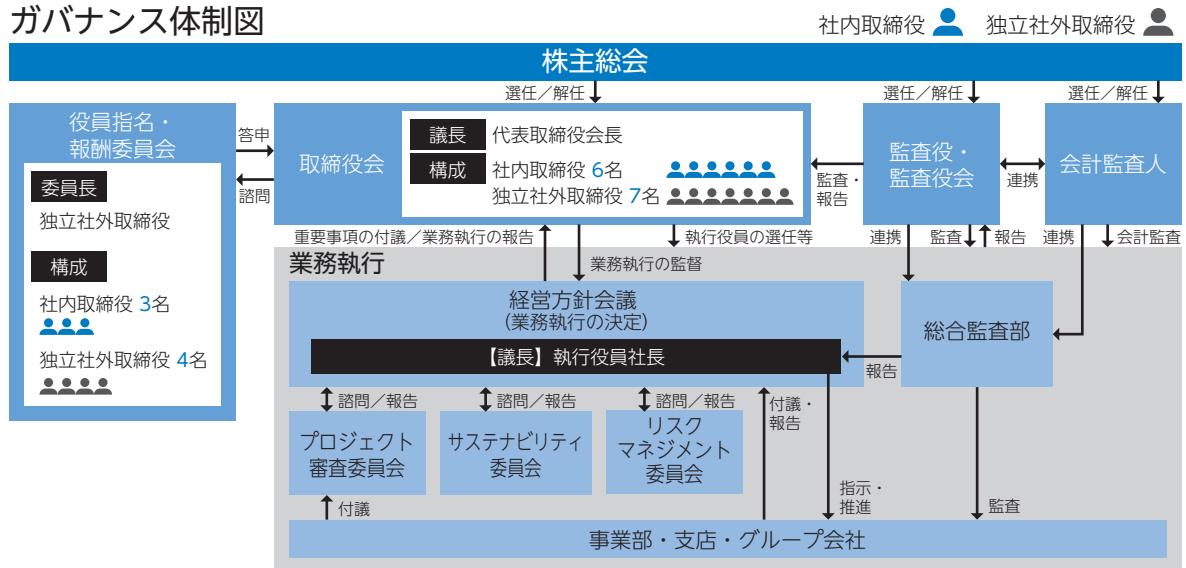
■コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、中長期的な企業価値向上の実現に向けて、コーポレート・ガバナンスの進化・高度化に取り組むことを決定いたしました。引き続き、最適なコーポレート・ガバナンスを推進し、中長期的な企業価値の向上を実現していくことが、株主の皆様をはじめとするステークホルダーや社会全般から信頼される企業として存続する基盤になると考えております。

●2023年度の実施状況

- ①独立社外取締役による既往のガバナンス体制のレビューを実施。
- ②上記レビューを受けてガバナンス体制の強化策を決定。
 - ・取締役会の議長と業務執行機関の意思決定者を分離
 - ・過半数の独立社外取締役による取締役会を確立
 - ・役員指名・報酬委員会の委員長を独立社外取締役に変更
(委員会構成の過半数を独立社外取締役とすることは継続)
 - ・業務執行の意思決定プロセスに「機関決定」の概念を導入
 - ・経営の監督と執行の分離を念頭に置いた各種会議体の機能と運営を再定義

ガバナンス体制図



●2024年度の取り組み

- ①ガバナンス体制の更なる高度化
- ②役員評価、報酬制度の見直し
- ③CGコードの対応状況の点検、見直し

■資本効率経営

当社グループは、中長期的な企業価値向上の実現に向けて、“守りから攻めへ”の転換、“高収益モデル”への転換、そして“資本効率経営”への転換を進めております。

資本効率経営の一環として、各事業における投資の際には、事業戦略等の定性的な判断に加え、ハードル・レート※を基準とした定量的な判断を行っております。具体的な取り組みとして、2023年12月に投資決定を行いました自航式ケーブル敷設船の建造に際しましても、本投資が洋上風力建設事業を“高収益モデル”へと転換させる成長に資するかについての定性的な判断を行ったうえで、様々な事業変動リスクを想定した事業収支計画を策定し、ハードル・レートをを用いた定量的な判断を取締役会にて行いました。

また、株主や機関投資家の皆様のご要望に答えるべく、半期ごとの決算説明会等の開催のほか、投資判断に影響を与えるリスクとリターンに関する重要情報を適時開示し、面談・対話を積極的に行うことで、当社グループの持続的成長と市場評価の向上に努めてまいります。

※CAPMを用いて株主資本コストを推定したうえで、WACCを算出し、投資判断の際のハードル・レートとしております。

■働き方改革及び担い手確保への取り組み

当社グループは、建設産業の健全な発展のため、生産性の向上や働きやすい環境の整備に取り組んでおります。特に、時間外労働の削減、建設現場の4週8閉所の実現を重要課題としてとらえ、様々な取り組みを実施し、建設産業の魅力向上を実現してまいります。また、教育・研修を通じ、「人材から人財への成長」＝「将来、各分野で活躍できる人財」の育成を続けるとともに、協力会社への支援も行っていくことで、持続可能な建設産業の実現を目指してまいります。

詳細は「統合報告書2023」P.62～64をご覧ください。

https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/01/CR2023_allpage.pdf

■気候変動への取り組み

当社グループは、カーボンニュートラル社会の実現や環境負荷低減に向け、成長ドライバーである洋上風力建設事業やZEB（Net Zero Energy Building）／ZEH（Net Zero

Energy House) の推進、建設廃棄物の削減に取り組んでおります。

我が国の洋上風力発電は、着床式を中心に順調に案件形成が進捗し、さらに浮体式の技術開発や設置場所のEEZへの拡大等も進めながら、政府目標である2050年カーボンニュートラル実現に向けて着実に進展しております。当社グループでは、こうした状況下において洋上風力建設事業を成長ドライバーとして位置付け、積極的な設備投資や技術開発に取り組んでおり、攻めの成長投資の第一弾として、自航式ケーブル敷設船の建造を決定いたしました。また、着床式・浮体式双方の事業に参画していくための基礎工事における技術開発も進めております。さらに、株式会社商船三井と洋上風力発電事業に関する合弁会社を設立するなど、国内外で増加が見込まれる作業船需要にこたえ、洋上風力発電事業の幅広い事業領域における要望に対応するエンジニアリング&ソリューションカンパニーとしてバリューチェーンに貢献してまいります。

建築事業においては、ZEB・ZEHの施工、ReReC® (Renewal Renovation Conversion) を通じた既存建物のコンバージョンによる省エネ化など環境負荷低減に向けた提案を積極的に行い、生産施設やオフィスビル等の省エネ化・低炭素化に取り組み、建築に関するあらゆる場面で最適なソリューションを提供し、社会公共に貢献する事業展開を行っております。

■当社グループのマテリアリティ

当社グループは、2022年7月に事業活動を通じて解決すべき課題を「東洋建設グループのマテリアリティ」として特定し、前述のカーボンニュートラル社会の実現等のほか、人権尊重やダイバーシティ&インクルージョン等の推進に継続して取り組んでおります。

人権尊重では、人権に関するリスクアセスメントを2023年度に実施しており、2024年度は人権デュー・デリジェンスを実施する予定です。また、ダイバーシティ&インクルージョンでは、外国籍の方や多様な経歴を持つ方の採用を積極的に行うとともに、女性や高齢者、障がいがある方等、全ての職員が働きやすい職場環境の整備を進めております。

これからも当社グループは、マテリアリティに基づく諸課題の解決を通じて持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

		関連するSDGs	マテリアリティ	サブ課題
事業を通じた社会課題の解決	E		カーボンニュートラルの実現	<ul style="list-style-type: none"> 洋上風力発電施設建設の推進 ZEB/ZEHへの取り組み 事業活動から排出されるCO²の削減
			環境負荷の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 事業が与える自然生態系への負荷の軽減 建設廃棄物の削減によるサーキュラーエコノミーへの貢献 ReReC[®]の推進
事業基盤の強化	S		高品質かつ顧客ニーズに応えられる建設物の提供	<ul style="list-style-type: none"> 顧客ニーズに応えられる技術力、提案力の向上 建設物の品質の確保
			防災・減災への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 防災・減災、災害復旧等に貢献する技術・研究開発の推進
事業基盤の強化	G	目標：1~17すべて	ガバナンス体制の強化継続	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンスの強化 コンプライアンスの徹底 サプライチェーンのESGへの取り組み推進 情報セキュリティの強化
			魅力ある建設産業の実現	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生の推進 人材育成・担い手確保の推進 職場環境の改善
			人権尊重の徹底とダイバーシティの推進	<ul style="list-style-type: none"> ダイバーシティ&インクルージョンの推進 人権への理解向上と侵害防止
		目標：1~17すべて	社会貢献活動によるサステナブルな社会の実現	

※各マテリアリティのKPI及び2023年度の目標・実績は、以下URLよりご参照ください。
<https://www.toyo-const.co.jp/csr/materiality>

■2023年度～2027年度の中長期経営計画

●進捗状況

(単位：億円)

	2024年3月期			2025年3月期
	中期経営計画	実績	計画比	業績予想
売上高	1,925	1,867	△57	1,900
売上総利益	222	233	11	241
営業利益	101	108	7	116
営業利益率	5.2%	5.8%	0.6%	6.1%
経常利益	96	100	4	111
当期純利益	60	70	10	76
ROE	8.1%	9.4%	1.3%	10.0%

●2027年度（2028年3月期）達成目標

売 上 高：2,350億円以上

営 業 利 益：150億円以上

当期純利益：90億円以上

R O E：12.0%以上

D/Eレシオ：0.4前後

株 主 還 元：中期経営計画の1～3年目の配当性向は100%（下限50円）。
4年目以降（2026年度以降）は自己資本比率40%を目安に積極的な
配当を継続（下限50円）。

※中期経営計画の詳細は以下URLよりご参照ください。

○中期経営計画

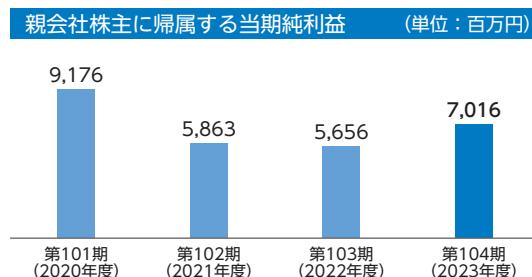
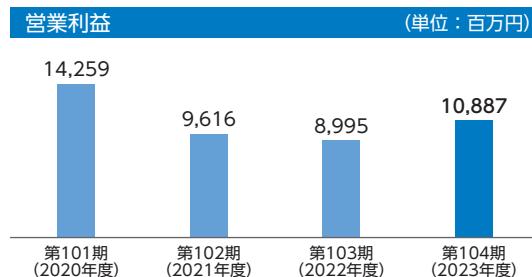
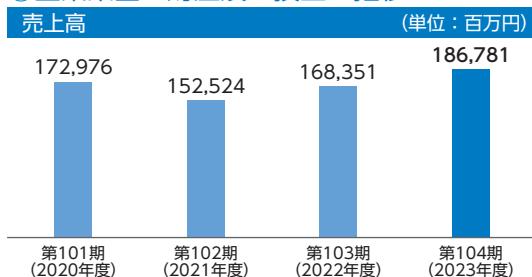
https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/11/2023-2027_Mid-Term-Business-Plan-_J.pdf

○中期経営計画（補足資料）

https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/07/Mid-Term-Business-Plan_Supplementary-Material_J.pdf

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の推移

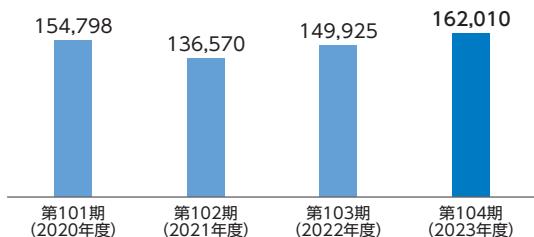


区 分	第101期 (2020年度)	第102期 (2021年度)	第103期 (2022年度)	第104期 (2023年度)
受 注 高 (百万円)	173,110	185,301	191,419	171,384
売 上 高 (百万円)	172,976	152,524	168,351	186,781
内 建 設 事 業 (百万円)	172,173	151,626	167,676	185,898
訳 兼 業 事 業 (百万円)	802	898	675	882
営 業 利 益 (百万円)	14,259	9,616	8,995	10,887
経 常 利 益 (百万円)	14,103	9,139	8,551	10,057
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	9,176	5,863	5,656	7,016
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	97円65銭	62円40銭	60円17銭	74円51銭
総 資 産 (百万円)	148,953	135,582	153,717	164,160
純 資 産 (百万円)	65,875	69,899	73,984	80,800

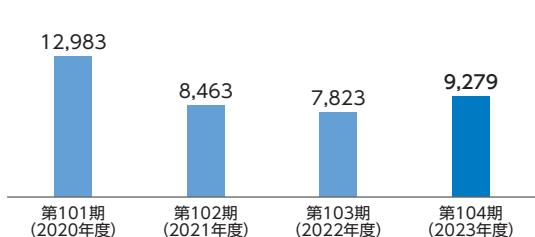
(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第102期の期首から適用しており、第102期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の推移

売上高 (単位：百万円)



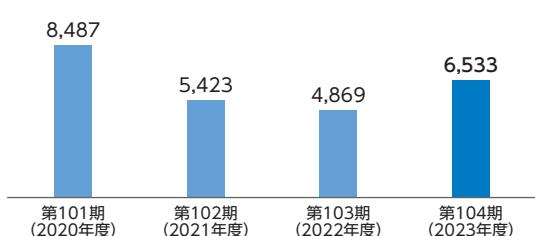
営業利益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



当期純利益 (単位：百万円)



区 分	第101期 (2020年度)	第102期 (2021年度)	第103期 (2022年度)	第104期 (2023年度)
受 注 高 (百万円)	158,215	165,772	168,207	154,328
売 上 高 (百万円)	154,798	136,570	149,925	162,010
内 建設事業 (百万円)	154,304	135,913	149,482	161,558
訳 不動産事業 (百万円)	494	657	443	452
営 業 利 益 (百万円)	12,983	8,463	7,823	9,279
経 常 利 益 (百万円)	12,832	8,226	7,340	8,658
当 期 純 利 益 (百万円)	8,487	5,423	4,869	6,533
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	90円32銭	57円72銭	51円79銭	69円38銭
総 資 産 (百万円)	138,202	123,115	139,670	145,788
純 資 産 (百万円)	60,377	63,505	66,502	71,720

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第102期の期首から適用しており、第102期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社トマック	百万円 100	100	土木工事の請負及び工事用船舶・機械の設計、修理、賃貸
日下部建設株式会社	百万円 70	100	土木工事の請負及び船舶による運送
タチバナ工業株式会社	百万円 70	50	土木工事の請負及び工事用船舶の管理運営・売買
テクオス株式会社	百万円 48	100	建物管理及び営繕工事事業、建築事業、不動産事業等
CCT CONSTRUCTORS CORPORATION	千PESO 500,000	40	土木・建築工事の請負

(7) 主要な事業内容

事業名	事業内容
国内土木事業 国内建築事業 海外建設事業	主な事業会社である当社は、建設業法により、特定建設業者〔(特-4)第2405号〕として国土交通大臣許可を受け、海洋土木、陸上土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。
不動産事業	主な事業会社である当社は、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(14)第1385号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。
その他の事業	主として子会社において、保険代理店業、物品の販売・リース事業等を行っております。

(8) 主要な営業所等

① 当社

本店	大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号			
本社	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地			
支店	北海道支店	(札幌市)	東北支店	(仙台市)
	関東支店	(東京都千代田区)	関東建築支店	(東京都千代田区)
	横浜支店	(横浜市)	北陸支店	(金沢市)
	名古屋支店	(名古屋市)	大阪本店	(大阪市)
	中国支店	(広島市)	四国支店	(高松市)
	九州支店	(福岡市)	国際支店	(東京都千代田区)
技術研究所	鳴尾研究所(西宮市)、美浦研究所(茨城県稲敷郡美浦村)			
海外営業所	マニラ営業所、ハノイ営業所、ジャカルタ営業所			

② 主要な子会社

株式会社トマック	本社 (東京都千代田区)
日下部建設株式会社	本社 (兵庫県神戸市)
タチバナ工業株式会社	本社 (香川県高松市)
テクオス株式会社	本社 (東京都千代田区)
CCT CONSTRUCTORS CORPORATION	本社 (フィリピン共和国)

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
国内土木事業	993 [46]	47 [0]
国内建築事業	339 [1]	△2 [△3]
海外建設事業	72 [156]	9 [△1]
不動産事業	3	0
その他事業	12	△1
全社 (共通)	237 [5]	0 [△18]
合計	1,656 [208]	53 [△22]

(注) 従業員数は就業人員であり、海外現地採用の従業員 (156名) 及び臨時従業員 (52名) は、〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,311名 [140名]	23名増 [8名減]	43.3歳	17.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、海外現地採用の従業員 (89名) 及び臨時従業員 (51名) は、〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	期末借入残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	2,990
株式会社みずほ銀行	1,380
株式会社三井住友銀行	1,160

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 320,000,000株

(2) 発行済株式の総数 94,371,183株

(注) 1. 発行可能株式及び発行済株式は、全て普通株式であります。
2. 発行済株式の総数は、自己株式44,568株を含んでおります。

(3) 株主数 26,093名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
前田建設工業株式会社	19,047	20.19
WK 1 Limited	9,200	9.75
WK 2 Limited	9,190	9.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,817	7.22
WK 3 LIMITED	5,890	6.24
合同会社Yamauchi-No. 10 Family Office	2,627	2.78
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,757	1.86
東洋建設共栄会	1,723	1.82
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,646	1.74
株式会社三菱UFJ銀行	1,300	1.37

(注) 1. 持株比率は自己株式(44,568株)を控除して計算しております。なお、自己株式には「役員報酬BIP信託」の所有する株式404,412株は含まれておりません。
2. 千株未満は切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付した者の人数
取締役（社外取締役を除く）	21,400株	2名

(注)当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (2)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2016年6月29日開催の第94回定時株主総会において、当社取締役及び執行役員

（社外取締役を除く）を対象に、業績連動型株式報酬制度の導入を決議いたしました。これは、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称する信託により、あらかじめ取得した当社株式を中長期の業績達成度に応じて取締役等に交付するものであります。

なお、2024年3月31日現在において、役員報酬BIP信託の所有する当社株式は、404,412株であります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉田真也	執行役員会長
代表取締役社長	大林東壽	執行役員社長
代表取締役	平田浩美	執行役員副社長 建築事業本部長 兼 リスクマネジメント担当 兼 安全環境部管掌
取締役	佐藤護	常務執行役員 管理本部管掌 兼 MX推進室長 兼 サステナビリティ担当
取締役	中村龍由	常務執行役員 土木事業本部長 兼 安全環境部管掌
取締役	登坂章	常務執行役員 建築事業本部 副本部長
取締役	鳴澤隆	
取締役	松木和道	アネスト岩田株式会社 社外取締役（監査等委員） NISSHA株式会社 社外取締役
取締役	西川泰藏	
取締役	内山正人	
取締役	岡田雅晴	
取締役	名取勝也	ITN法律事務所 弁護士 東京製綱株式会社 社外取締役 株式会社リクルートホールディングス 社外監査役 サークレイス株式会社 社外監査役 グローバル・ワン不動産投資法人 監督役員
取締役	加藤伸一	エクシオグループ株式会社 シニアディレクター
常勤監査役	染河清剛	
監査役	保田志穂	桜田通り総合法律事務所 弁護士 株式会社メタプラネット 社外監査役
監査役	野中智子	野中・瓦林法律事務所 共同経営弁護士 福山通運株式会社 社外取締役
監査役	川口浩一	

(注) 1. 取締役鳴澤隆、松木和道、西川泰藏、内山正人、岡田雅晴、名取勝也、加藤伸一の各氏は、社外取締役であります。

2. 常勤監査役染河清剛、監査役保田志穂、野中智子、川口浩一の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役鳴澤隆、松木和道、西川泰藏、内山正人、岡田雅晴、名取勝也、加藤伸一、常勤監査役染河清剛、監査役保田志穂、野中智子、川口浩一の各氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役染河清剛氏は、金融機関における実務経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当該年度における重要な兼職の異動は以下のとおりであります。

区分	氏名	重要な兼職	異動内容	異動年月日
取締役	西川 泰藏	株式会社UNSDGsコンサルティング 代表取締役	退任	2023年9月20日
取締役	加藤 伸一	プログレッション・エネルギー日本 合同会社 プレジデント& CEO	退任	2024年2月29日

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、当該決議に際してはあらかじめ決議する内容について役員指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、役員指名・報酬委員会が当該決定方針に沿うものであるか否かも含めて審議しており、取締役会は役員指名・報酬委員会の答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 取締役の報酬の構成及び割合に関する方針

取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等の3つから構成されており、報酬等の支給割合の決定にあたっては、取締役に対する持続的な企業価値向上への適切な動機付け、株主との価値共有並びに優秀な経営人材の獲得及び確保に資することを目的とし、会社業績向上のためのインセンティブ付与、短期的な業績向上のみに偏重した不適切なリスクテイクの防止、中長期的視点での経営実現の各要素のバランスを確保しております。

b. 基本報酬に関する方針

基本報酬は固定報酬であり、その水準は社長を100とし、役位（執行役員兼務者はその役位）に応じて定められる役位別指数に基づき決定しております。

c. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、すべての役員及び社員の事業活動の成果が反映される連結営業利益などの企業業績のほか、当該取締役の業務における責任と成果が反映される部門業績及び個人業績を指標としており、それぞれ年度計画に定める目標の達成度及び寄与度により決定しております。

d. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬であり、特に中長期的な業績の向上への貢献意識をより高めることを目的に、評価対象期間の毎年の連結営業利益、工事安全成績等を指標とした業績評価ポイントにより決定しております。なお、評価対象期間は中期経営計画の計画期間に対応する事業年度とします。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役の基本報酬及び業績連動報酬等は月額で付与し、報酬限度額は月額33百万円以内（うち社外取締役分月額12百万円以内）としております。また、非金銭報酬等は拠出金上限を5事業年度565百万円（ただし、今回の対象期間終了後は1事業年度毎の上限を113百万円とし、113百万円に新たな対象期間の年数を乗じた金額とする）として信託を設定し、本信託により1事業年度毎に最大240千株を取得のうえ業績評価ポイントに応じて、評価対象期間終了後に普通株式を交付します。

f. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

非金銭報酬等は、法令または当社規程の違反があった場合、若しくは任務懈怠、当社の品位を害する不適切な言動その他の事由を理由として、制度対象者としての適切さを欠くと判断された場合は交付を中止します。

②監査役の個人別の報酬等の内容の決定方針に関する事項

監査役の報酬等の内容の決定にあたっては、監査役の協議結果により決定しており、その報酬は基本報酬のみとし、報酬限度額は月額6百万円以内としております。

③当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	その他報酬	
取締役 (うち社外取締役)	281 (74)	225 (72)	38 (-)	14 (-)	2 (2)	18 (10)
監査役 (うち社外監査役)	44 (40)	44 (40)	-	-	-	6 (5)
合 計 (うち社外役員)	325 (115)	269 (112)	38 (-)	14 (-)	2 (2)	24 (15)

- (注) 1. 員数及び報酬には、2023年6月27日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名(うち社外取締役3名)及び監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおりません。
2. 業績連動報酬等の業績指標は、事業活動の成果や当該取締役の業務における責任と成果を示す指標であることを選定理由として、連結営業利益や当該取締役の部門業績及び個人業績を採用しております。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は「1. (5)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。
3. 非金銭報酬等の内容は、「①取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に関する事項」に記載のとおりです。また、当事業年度中における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。
4. 取締役の報酬限度額は、2023年6月27日開催の第101回定時株主総会において、月額33百万円以内(うち社外取締役分月額12百万円以内)とする旨の承認をいただいております。なお、当該株主総会終結時点における取締役の員数は13名(うち社外取締役は7名)でありました。また、月額報酬とは別枠で取締役に対する非金銭報酬等として、2023年6月27日開催の第101回定時株主総会において、5事業年度565百万円を上限として信託を設定し、本信託により1事業年度あたり最大240千株を取得のうえで業績評価ポイントに応じて取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に交付する旨の承認をいただいております。なお、当該株主総会終結時点における本制度の対象となる取締役の員数は6名であり、その他に取締役を兼務しない執行役員18名も含まれておりました。
5. 監査役の報酬限度額は、1998年6月26日開催の第76回定時株主総会において、月額6百万円以内とする旨の承認をいただいております。なお、決議時における監査役の員数は4名でありました。
6. その他報酬は、取締役会が特別委員会の委員として社外取締役に検討を委任した事項に対する報酬です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役及び執行役員等の業務執行責任者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。但し、被保険者が私的な利益または便宜供与を違法に受けたことに起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりですが、当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

②会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	取締役会及び監査役会等における 発言状況ならびに社外取締役に 期待される役割に関して行った概要
鳴澤 隆 (社外取締役)	18回／18回	—	長年にわたる経営コンサルティング業務で培われた豊富な経験をもとに、各議題の審議にあたり投資家目線に立ち重要かつ的確な意見を述べるなど経営監督機能を十分に発揮しました。また、役員指名・報酬委員会の委員として役員人事・報酬の審議に客観的立場で携わったほか、YFOらによる当社の普通株式に対する公開買付け提案の検討に際しては、特別委員会の委員として、外部アドバイザーの助言のもと慎重に協議・検討を行いました。
松木 和道 (社外取締役)	18回／18回	—	企業法務・コンプライアンス分野における豊富な実務経験と幅広い知見をもとに、主にガバナンス強化に向けた検討にあたり、重要かつ的確な意見を述べるなど経営監督機能を十分に発揮しました。また、YFOらによる当社の普通株式に対する公開買付け提案の検討に際しては、特別委員会の委員長として、外部アドバイザーの助言のもと慎重に協議・検討を行うなど、同委員会の指揮・運営に努めました。
西川 泰藏 (社外取締役)	18回／18回	—	国内外における産業政策や開発政策に関する豊富な経験と専門的知見をもとに、主に洋上風力事業及び海外建設事業の検討にあたり、重要かつ的確な意見を述べるなど経営監督機能を十分に発揮しました。また、YFOらによる当社の普通株式に対する公開買付け提案の検討に際しては、特別委員会の委員として、外部アドバイザーの助言のもと慎重に協議・検討を行いました。

氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	取締役会及び監査役会等における 発言状況ならびに社外取締役に 期待される役割に関して行った概要
内山 正人 (社外取締役)	18回／18回	－	エネルギー関連業務や企業経営に関する豊富な経験と専門的知見をもとに、主にケーブル敷設船の建造検討にあたり、重要かつ的確な意見を述べるなど経営監督機能を十分に発揮しました。また、役員指名・報酬委員会の委員長を務め、役員人事・報酬の審議に客観的な立場で携わり、同委員会の指揮・運営に努めたほか、YFOらによる当社の普通株式に対する公開買付け提案の検討に際しては、特別委員会の委員として、外部アドバイザーの助言のもと慎重に協議・検討を行いました。
岡田 雅晴 (社外取締役)	18回／18回	－	民間建築事業領域の営業戦略等に関する豊富な経験と専門的知見をもとに、主に人材戦略や事業戦略の検討において重要かつ的確な意見を述べるなど経営監督機能を十分に発揮しました。また、役員指名・報酬委員会の委員として役員人事・報酬の審議に客観的な立場で携わったほか、YFOらによる当社の普通株式に対する公開買付け提案の検討に際しては、特別委員会の委員として、外部アドバイザーの助言のもと慎重に協議・検討を行いました。
名取 勝也 (社外取締役)	18回／18回	－	弁護士として、法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する専門的知見に加え、上場企業の経営及びガバナンスに関する豊富な見識のもと、主にガバナンス強化に向けた検討にあたり、重要かつ的確な意見を述べるなど経営監督機能を十分に発揮しました。また、YFOらによる当社の普通株式に対する公開買付け提案の検討に際しては、特別委員会の委員として、外部アドバイザーの助言のもと慎重に協議・検討を行いました。

氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	取締役会及び監査役会等における 発言状況ならびに社外取締役 に期待される役割に関して行った概要
加藤 伸一 (社外取締役)	18回／18回	—	洋上風力や金融領域における豊富なマネジメント経験と専門的知見のもと、主に洋上風力事業戦略や資本政策の検討にあたり、重要かつ確かな意見を述べるなど経営監督機能を十分に発揮しました。また、役員指名・報酬委員会の委員として役員人事・報酬の審議に客観的な立場で携わったほか、YFOらによる当社の普通株式に対する公開買付け提案の検討に際しては、特別委員会の委員として、外部アドバイザーの助言のもと慎重に協議・検討を行いました。
染河 清剛 (常勤・ 社外監査役)	28回／28回	19回／19回	金融機関における実務経験のほか企業経営に関する豊富な知見をもとに、常勤監査役として取締役会及び監査役会において適宜発言しました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門及び子会社への往査を行うと共に、常勤監査役として、監査機能を十分に発揮しました。
保田 志穂 (社外監査役)	28回／28回	19回／19回	弁護士として、東南アジアでの法務経験や国内外における企業法務など専門的な知見をもとに、取締役会及び監査役会において、適宜発言しました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門及び子会社への往査を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
野中 智子 (社外監査役)	18回／18回	13回／13回	弁護士として、上場会社の企業法務及びコンプライアンス、ガバナンスなど幅広い知見をもとに、取締役会及び監査役会において、適宜発言しました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門及び子会社への往査を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
川口 浩一 (社外監査役)	18回／18回	13回／13回	企業経営全般、事業リスク管理及びコンプライアンスなど幅広い経験や知見のもとに、取締役会及び監査役会において、適宜発言しました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門及び子会社への往査を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。

(注) 染河清剛及び保田志穂の両氏を除く社外役員9名の各氏は2023年6月27日開催の第101回定時株主総会で選任されましたので、就任後の開催回数（取締役会18回、監査役会13回）での出席回数を記載しております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役各氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各々締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 58百万円
②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 59百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの総額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、海外における税務申告のための証明書発行業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等は、解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法または公認会計士法等の法令に違反・抵触したと認められる場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任の検討を行い、解任が妥当であると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

6 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模な買付行為が行われる場合、当該買付行為を行う者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該買付行為が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難です。また、大規模な買付行為の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにも拘らず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主の皆様や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社がこれまで維持・向上させて参りました当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

このような認識の下、当社は、①大規模な買付行為を行う者を含む特定の株主グループに、株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、②大規模な買付行為を行う者を含む特定の株主グループの提案が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が、大規模な買付行為又は当社の経営方針等に関して、大規模な買付行為を行う者を含む特定の株主グループと交渉又は協議を行うこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模な買付行為を行う者を含む特定の株主グループに対しては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模な買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求する他、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

(2)基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

①当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

a) 経営方針

当社は「創意革新」「人間尊重」「責任自覚」の下、「夢と若さをもって全員一致協力し、新しい豊かな技術で顧客と社会公共に奉仕することに努め、会社の安定成長と従業員の福祉向上を期する」ことを経営理念とし、これを実践することにより、建設を営む企業として社会的要請に適った建設技術の研鑽に努め、より良質で価値ある社会基盤の構築に貢献することを目指しております。

b) 経営方針を具現化するための中期経営計画

当社は、2023年3月23日に公表した中期経営計画において、“レジリエント企業を継承しつつ、挑戦できる企業への変貌”を基本方針とし、①“守りから攻め”への転換、②“高収益モデル”への転換、③“資本効率経営”への転換を基本戦略として定めております。この大きな経営の転換を着実に実行することで、環境変化にフレキシブルに対応し、厳しい環境に自ら挑戦するレジリエント企業へと進化し、当社の経営理念を希求してまいります。

②コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスを一層強化すべく、以下のような具体的取組みを実施しております。

(企業統治の体制)

当社は、上記① a)「経営方針」に記載の経営理念の実現に向け、「レジリエント企業を継承しつつ、挑戦できる企業への変貌」を基本方針に定め、なかでも最適なコーポレート・ガバナンス体制の実現を最重要課題のひとつと位置付け、経営環境の変化に迅速に対応する最適な経営体制の構築に取り組んでおります。経営の監督と執行の分離をより進める方針のもと、コーポレート・ガバナンスの進化・高度化に取り組み、中長期的な企業価値の向上を実現していくことが、株主の皆様をはじめとするステークホルダーや社会全般から信頼される企業として存続する基盤になると考えております。

当社は企業統治の体制として、監査役会制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行監督及び監視を行っております。当社は、経営の監督と執行の分離を進めるべく、取締役会の議長と業務執行機関の意思決定者を分離する体制としております。当社取締役会は、代表取締役会長を議長とし、取締役13名で構成されており、うち7名は独立社外取締役です。そして、社外監査役4名も取締役会に出席し、取締役の業務執行を監査する体制となっており、社外監査役はいずれも独立社外監査役です。さらに、取締役及び執行役員指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化するため、取締役会の下に役員指名・報酬委員会を設置し、指名・報酬に係る協議を行っております。委員会は代表取締役及び独立社外取締役により構成し、その過半数は独立社外取締役とするほ

か、委員長を独立社外取締役としており、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る体制としております。

(監査役監査及び内部監査)

各監査役は、株主の皆様に対する受託責任を踏まえ、当社や当社の株主の皆様共同の利益のために独立客観的な立場において、監査役会規程及び監査役会規程細則に基づいて、取締役の職務の執行状況の監査を行っております。また、監査の有効性を高めるため、各監査役は、会計監査人、総合監査部及び子会社の監査役との連携を保っております。各監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する関係資料の閲覧及び提出を当社及び子会社の取締役及び使用人に対して必要に応じていつでも求めることができることとなっております。

また、当社においては、総合監査部を設置し、各部門の職務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行うことにより、業務執行の適正性及び経営の効率性・健全性を確保しております。総合監査部は、監査計画に基づき、本社の他、当社支店、営業所10箇所及び子会社4社への業務監査を行い、当社及び子会社から成る企業集団における業務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行っております。加えて、総合監査部は、財務報告に係る内部統制監査を実施し、内部統制の不備等の検出と各部門の是正を通じ、財務報告の信頼性を高めております。また、総合監査部は、監査結果を取締役会へ定期的に報告しております。

(その他)

上記の他、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書（2024年5月10日）をご参照ください。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記（1）のとおり、基本方針に基づき、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じて参ります。

(4)具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記（2）及び（3）の各取組みは、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

したがって、上記（2）及び（3）の各取組みは、上記（1）の基本方針に沿うものであり、また、当社は、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提

案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを基本方針としておりますので、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	119,007	流動負債	74,174
現金預金	23,575	支払手形及び工事未払金等	32,397
受取手形及び完成工事未収入金等	74,856	短期借入金	6,534
未成工事支出金	2,105	未払法人税等	1,105
立替金	4,133	未成工事受入金	15,353
JV工事未収入金	9,218	預り金	3,923
その他	5,127	未払消費税等	10,480
貸倒引当金	△8	完成工事補償引当金	925
		工事損失引当金	46
		賞与引当金	1,279
		その他	2,129
固定資産	45,153	固定負債	9,185
有形固定資産	36,188	長期借入金	1,615
建物及び構築物	13,383	繰延税金負債	234
機械、運搬具及び工具器具備品	26,326	土地再評価に係る繰延税金負債	2,204
土地	21,486	その他の引当金	44
建設仮勘定	6,241	退職給付に係る負債	4,506
減価償却累計額	△31,249	その他	580
無形固定資産	914	負債合計	83,360
投資その他の資産	8,050	(純資産の部)	
投資有価証券	3,190	株主資本	73,002
繰延税金資産	1,735	資本金	14,049
退職給付に係る資産	1,168	資本剰余金	6,074
その他	2,073	利益剰余金	53,367
貸倒引当金	△117	自己株式	△488
		その他の包括利益累計額	5,139
		その他有価証券評価差額金	1,019
		繰延ヘッジ損益	1,087
		土地再評価差額金	3,066
		為替換算調整勘定	99
		退職給付に係る調整累計額	△134
		非支配株主持分	2,658
		純資産合計	80,800
資産合計	164,160	負債純資産合計	164,160

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	185,898	
兼業事業売上高	882	186,781
売上原価		
完成工事原価	163,027	
兼業事業売上原価	426	163,453
売上総利益		
完成工事総利益	22,871	
兼業事業総利益	456	23,328
販売費及び一般管理費		
営業利益		12,440
営業外収益		10,887
受取利息及び配当金	125	
為替差益	443	
その他	59	627
営業外費用		
支払利息	145	
事業再編関連費用	1,091	
コミットメントフィー	72	
その他	148	1,457
経常利益		10,057
特別利益		
固定資産売却益	51	51
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	122	
減損損失	14	
その他	13	152
税金等調整前当期純利益		9,955
法人税、住民税及び事業税	2,609	
法人税等調整額	△7	2,601
当期純利益		7,354
非支配株主に帰属する当期純利益		337
親会社株主に帰属する当期純利益		7,016

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	103,916	流動負債	65,719
現金預金	16,607	支払手形	737
受取手形	82	電子記録債務	7,013
電子記録債権	3,203	工事未払金	18,085
完成工事未収入金	65,057	短期借入金	6,034
有価証券	216	リース債務	95
未成工事支出金	2,041	未払法人税等	937
JV工事未収入金	9,293	未払消費税等	10,269
立替金	4,621	未成工事受入金	14,713
その他	2,801	預り金	3,778
貸倒引当金	△8	完成工事補償引当金	891
固定資産	41,871	工事損失引当金	21
有形固定資産	33,153	賞与引当金	1,119
建物・構築物	12,145	その他	2,021
減価償却累計額	△8,677	固定負債	8,348
機械・運搬具	15,699	長期借入金	1,615
減価償却累計額	△13,217	リース債務	235
工具器具・備品	2,352	土地再評価に係る繰延税金負債	2,204
減価償却累計額	△1,811	退職給付引当金	3,944
土地	20,114	役員株式報酬引当金	39
リース資産	564	資産除去債務	24
減価償却累計額	△256	その他	283
建設仮勘定	6,241	負債合計	74,067
無形固定資産	882	(純資産の部)	
ソフトウェア	798	株主資本	66,805
その他	83	資本金	14,049
投資その他の資産	7,835	資本剰余金	5,840
投資有価証券	2,369	資本準備金	5,840
関係会社株式	1,642	利益剰余金	47,403
長期貸付金	60	利益準備金	195
破産更生債権等	59	その他利益剰余金	47,208
長期前払費用	4	別途積立金	3,000
繰延税金資産	1,047	繰越利益剰余金	44,208
その他	2,763	自己株式	△488
貸倒引当金	△111	評価・換算差額等	4,915
		その他有価証券評価差額金	761
		繰延ヘッジ損益	1,087
		土地再評価差額金	3,066
資産合計	145,788	純資産合計	71,720
		負債純資産合計	145,788

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	161,558	
不動産事業売上高	452	162,010
売上原価		
完成工事原価	141,757	
不動産事業売上原価	299	142,057
売上総利益		
完成工事総利益	19,800	
不動産事業総利益	152	19,953
販売費及び一般管理費		10,673
営業利益		9,279
営業外収益		
受取利息及び配当金	219	
為替差益	431	
その他	43	694
営業外費用		
支払利息	107	
事業再編関連費用	1,091	
コミットメントフィー	72	
その他	44	1,315
経常利益		8,658
特別利益		
固定資産売却益	163	163
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	120	
減損損失	14	
その他	13	150
税引前当期純利益		8,671
法人税、住民税及び事業税	2,073	
法人税等調整額	64	2,137
当期純利益		6,533

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

東洋建設株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長崎将彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田島哲平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋建設株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に関する注記に記載されているとおり、会社及び連結子会社は当連結会計年度より、有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更するとともに、有形固定資産の残存価額を備忘価額に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

東洋建設株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長崎将彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田島哲平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋建設株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より、有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更するとともに、有形固定資産の残存価額を備忘価額に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第104期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、総合監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店等に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、グループ会議等の会議に出席するとともに、子会社に赴き、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、その事業及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制につきましては、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤ 内部監査に関しましては、事前に総合監査部から監査計画の説明を受け、実施した監査の結果について報告書を閲覧し、必要に応じて説明を受けるとともに意見を表明いたしました。
 - ⑥ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

東洋建設株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	染 河 清 剛	Ⓔ
監査役 (社外監査役)	保 田 志 穂	Ⓔ
監査役 (社外監査役)	野 中 智 子	Ⓔ
監査役 (社外監査役)	川 口 浩 一	Ⓔ

以 上



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。